

令和7年5月

施設利用者 各位

都立学校開放事業運営委員長
東京都立王子総合高等学校長

東京都立王子総合高等学校施設開放事業に係る

施設利用規程

- 1 正門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間中における個人単位での出入りについては、必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 使用時間は、区分1：10:00～13:00、区分2：13:00～16:00です。（準備から片付けまでの時間を含みます。）使用時間を厳守してください。
- 3 自動車（オートバイ、原動機付自転車を含む。）での来校は禁止します。荷物がある場合は、近隣の有料駐車場等に止め、そこから荷物を持ち込んでください。校内及び近隣路上に駐車した場合、施設使用の停止、登録取消等厳しく対応させていただきます。
- 4 自転車は、校内の指定された場所に置いてください。また敷地内では自転車から降りて移動してください。
- 5 使用を許可された施設以外への立ち入りは厳禁です。
使用を許可された施設とは、「テニスコート」、「体育館屋外トイレ」、「指定された駐輪場」、「清掃用具置き場」及び「正門からこれら施設への通路」のみです。屋内外を問わずこれら以外の通行、立ち入りは出来ません。また、正門以外の西門、東門からの出入りも禁止します。（非常時を除く。）
- 6 競技、練習、準備運動、打ち合わせ等は「テニスコート」以外で行わないでください。
- 7 使用は、以下による練習目的のものに限ります。
テニスコート…「硬式テニスまたは軟式テニス」
- 8 使用を許可された登録団体構成員以外の者は、原則校内に立ち入り出来ません。（付添いの保護者は除く。）よって、他団体との合同練習、練習試合、公式試合（大会等）等を目的とした使用はできません。
- 9 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 10 各施設使用の際は、以下の靴を使用してください。
テニスコート…テニスシューズ又はソール面が平らな運動靴
- 11 照明は使用できません。その他備品等についても原則使用できません。（テニスネット、審判台、ベンチ、清掃・整地用具等を除く。）
- 12 学校敷地内の飲食は禁止します。（水分補給は除く。）
- 13 学校敷地内は、屋内外を問わず全面禁煙です。
- 14 近隣への配慮をお願いします。
（1）ネット等を有効に活用し、ボール等の打ち出しをしないよう注意してください。
万一出してしまった場合は、責任を持って近隣対応をお願いします。

- (2) 常識外の騒音（大声、楽器等）を出さないでください。
- (3) 学校周辺路上での、飲食・喫煙等は行わないでください。
- 15 学校の電話を使用することは出来ません。
- 16 使用後は、清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状回復してください。
 - (1) 体育館屋外トイレの清掃も行ってください。
 - (2) ベンチ等移動した場合は、必ず元の位置に戻してください。
 - (3) 原状回復が不十分な場合、平日であっても原状回復のやり直し作業をしていただくことがあります。
- 17 ごみ・空き缶等発生した場合は、必ず持ち帰ってください。また持参した道具・用具類も、必ず持ち帰るようにしてください。
- 18 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導員に報告してください。なお、学校の施設、設備、備品等に損害を与えた場合は、修繕や弁償をしていただく場合があります。
- 19 荒天時或いはそれらが見込まれる場合は、安全及び施設管理の観点から、使用をお断りさせていただく場合があります。また当日の天候の急変については、管理指導員の指示に従ってください。
- 20 使用承認された日時の施設利用を、他の団体に転貸しすることはできません。
- 21 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の各規定をお守りいただけない場合、学校開放事業運営委員長により一定期間の使用を禁止し、或いは学校開放事業運営委員会の審査に付し、団体の登録を取り消しさせていただく場合があります。